

令和3年（ワ）第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

第12 準備書面

令和4年9月14日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

被告の令和4年8月9日付最終準備書面に対する反論

第1 「本件2号機は、多様な安全確保対策によって、その安全性が十分確認されており、そもそも放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は認められない」（5～7頁）、「人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要であり、その主張立証責任は原告らが負っているところ、原告らは、避難計画の不備について縷々主張するだけで、前提となる本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険については何ら主張立証を行っていない」（12頁～）について

1 女川原発は安全が確保されているとはいえないこと

被告は、「本件2号機は、多様な安全確保対策によって、その安全性が十分確認されており、そもそも放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は認められない」（5頁）と主張する。

しかし、11年ほど前にも我が国の電力会社は同じようなことを言っていたにもかかわらず、あの日突然、放射性物質を大量に放出する事故（福島第一原子力発電所事故）は起きた。それも、被告よりも優秀な原子力技術者を多数抱えた、我が国のリーディングカンパニーであるはずの東京電力の原子力発電所においてである。

被告は、異常発生防止対策、異常拡大防止対策及び放射性物質以上放出防止対策によって、万が一異常が発生していた場合においても、放射性物質を障壁内に確実に閉じ込めることができるかのように主張しているが、被告は同じことを旧・女川原発訴訟（御庁昭和56年（ワ）第1852号）でも主張していたことは、その判決（仙台地判平成6年1月31日判タ1062号162頁）を見れば分かる。驚くことに、福島第一原発事故において、自然現象の脅威の前には「多重の障壁」など無力であることが公になった今も、被告は30年から40年前と同じ主張をしているのである。

被告は、建設以降も最新の知見、調査等に基づいた評価を行い、最新の知見、調査等の結果を前提としても本件2号機が十分な安全性を有していることを確認しているとも主張するが、危険性を示唆する最新の知見は無視してきただけである。実際、被告は、平成14年7月31日に地震本部が発表した「三陸沖北部から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」に示された、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域のどこでも、プレート間大地震（津波地震）が発生するという見解を無視していた。これを取り入れると、女川原発ではO. P. +18.16mないし22.79mという津波水位となり、敷地レベル（O. P. +14.8m）は完全に浸水する結果となる。実際にそうなれば女川原発は放射性物質を大量放出するような事故になると把握していながら、この見解を取り入れると女川原発が停止に追い込まれるリスクがあると考えて、敢えて無視していたのである（平成20年3月5日「津波バックチェックに関する打合せ」参照）（甲A58の14～15頁・資料8）。

本件2号機については、原子力規制委員会において、新規制基準への適合性が確認されたことになっているのであるから、東北地方太平洋沖地震の前と比較すれば多少は安全性が向上したのであろう。しかし、危険性を示唆する最新の知見は無視する体質に変化はなく、結局事故の可能性はゼロにはならないし、どの程度安全性が向上したのかについてさえ、誰も客観的な把握はできない。原子力規制委員会も、どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きることから、プラントに対する安全性と防災計画の策定は独立して考えるべきという見解を明らかにしている（甲A57の1～2）。

福島第一原子力発電所において、我々が学んだことは、電力会社がどんなに安全だと言っている、原発事故は、起きる時には起きるということである。だからこそ、原発が再稼働する前に、原子力災害を想定した実効性のある避難計画は必要なのである。

2 事故が発生する具体的危険の主張立証は不要であること

被告は、原告らが、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的について何ら主張立証を行っていないことを非難する（13頁）が、これまでも主張してきたとおり、そのような主張立証は不要である。我が国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省から、深層防護を徹底するという事で、原子力関係法制度は大きく変わった。深層防護の第5の防護レベルも含めて、それぞれのレベルが独立に実効性が確保されていなければ、その原発の安全性は確保されているとはいえない。したがって、避難計画の実効性の欠如により、深層防護の第5の防護レベルに重大な不備があることについて具体的に主張立証されている限りにおいて、人格権侵害の具体的危険性は認められるべきである。

そのことは、最近出された次の裁判例からしても明らかである。

札幌地裁令和4年5月31日判決（北海道電力泊原子力発電所運転差止等

請求事件) (以下「札幌地裁判決」という。) には、「3 運転差止請求について」「(1) 導入」という項目において、次のような判示がある (甲 A 5 6 の 1 8 ~ 1 9 頁) (下線は原告らによる)。

原子力規制委員会は、原子炉等規制法 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づき、…設置許可基準規則を定めている。また、原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法 6 条の 2、災害対策基本法 2 条 8 号に基づき、原子力災害対策指針を定めている。

原告らは、本件各原子炉の運転による原告らの人格権侵害のおそれを基礎付ける事実として、…主として、①敷地内地盤の安全性、②地震に対する安全性、③津波に対する安全性、④火山事象に対する安全性及び⑤防災計画の適否に関する事実を主張する。

そして、これらは、いずれも、原子力規制委員会が定める安全性の基準等に関連し (①ないし④は設置許可基準規則、⑤は原子力防災対策指針に関連する。)、本件各原子炉を運転するためには、その全てについて上記基準等に係る安全性の要請を満たす必要があるものであって、いずれか 1 つの点においてでも安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害のおそれが認められることになる。

このように、札幌地裁判決は、防災計画が安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害のおそれが認められることを明確に示している。

札幌地裁判決は、③津波に対する安全性の欠如を認定したため、結果的に、⑤防災計画の適否を含むその余の争点を判断するまでもなく、泊原子力発電所の運転差止めを認めるに至ったが、防災計画の点のみにおいても安全性の要請を満たさなければ人格権侵害のおそれがあるとした前記判示は正当なものであり、本件においても参照されるべきである。検査場所に 6 0 0 名の要員を派遣しつつ、被告が上記のような主張をすることの矛盾は、第 1 1 準備書面第 2 記

載のとおりである。

第2 「避難計画を含む女川地域の緊急時対応は、令和2年3月に開催された第1回女川地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、その内容が具体的かつ合理的なものになっていることが確認されている。本件発電所にかかるUPZ内の地方公共団体はそれぞれ避難計画を策定済みであり、避難計画を含む女川地域の緊急時対応は具体的かつ合理的であることが認められているところ、避難計画は訓練等による検証等を積み重ねながら、実効性の向上に向けて不断の見直しを行うべきものであるから、これに何らかの改善点があるとしても、それによって直ちに避難計画に実効性がないという帰結が導かれるものではない」(7～8頁)、「内閣府は、県や市町村の防災会議が地域防災計画及び避難計画を策定するにあたって、これらの計画を具体化・充実化させる支援を行っている」(9頁)、「避難計画は、この作業部会において十分に検討された上で、女川地域原子力防災協議会において具体的かつ合理的であることが確認されているのであるから、「女川原子力防災協議会の確認は実効性のない避難計画を実効性があるかのように仮装するものではない」とする原告らの主張は失当である」(10頁)について

1 女川地域原子力防災協議会（作業部会）と実効性は無関係

「令和2年3月に開催された第1回女川地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、その内容が具体的かつ合理的なものになっていることが確認されている」ことは実効性の担保と無関係である。実効性を担保するものであるということであれば、原告らが第8準備書面で主張している実効性が欠けている4点、すなわち

- ① 検査場所の交通渋滞で被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できない
- ② 検査場所の交通渋滞と受付ステーションの交通渋滞が重なり、避難所に辿り着くことができない
- ③ 避難者の耐久時間を無視している
- ④ バスの確保と配備が困難

について、同協議会（作業部会）でどのような検討を行い、いかなる結論になったのか明らかにするべきである（同協議会と作業部会に毎回出席しているのだから明らかにできるはずである）。

①②の検査場所の交通渋滞がどの程度のものになるかは「そもそも検査場所を開設できるのか」「何日で開設できるのか」「検査の終了に何日かかるのか」に関わる。原告の第10準備書面に被告が認否・反論をせず、同準備書面第9「被告が今明らかにするべきこと」にすら回答しないのであれば、そして、下記第2の5に認否しないのであれば、現状では検査場所は開設できないということになる。

しかし、検査場所に向かえばすぐに検査をしてもらえると信じている避難者は迷わず検査場所に向かうはずである。検査場所の入口から30km圏内に続く車両の避難者は、長期間放射性物質の被ばくに晒され、耐久の限界を超えた後、各自の判断で過酷かつ危険な避難を開始せざるを得ない。

同協議会あるいは作業部会は、（第10準備書面で分析した）検査場所の開設条件の具備について議論しておらず、それ故、被告もこれらの点について沈黙を続けているのである。

村井知事が令和4年8月10日の講演で「受付ステーションは絶対に混む。この前（2月）の訓練でも車が動かなくなり、大変だった。やめる方向で準備を進めている。」と述べているのは、受付ステーションでも極度の交通渋滞が予

想されるからである（甲B8の19）。同協議会の「確認」によって受付ステーションの実効性が担保されていれば、今頃村井知事から見直し発言など出てくるはずがないのである。

バスの確保と配備が困難についても同じである。原告らはそれが困難であることを本訴訟において証拠に基づき繰り返し主張してきたが、被告は沈黙したままである。検査場所が開設すらできない現状にあるのであれば、検査場所による交通渋滞によって足止めされ、厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間内に「事業所を出て、一時集合場所で避難者を乗せ、検査場所での検査と受付ステーションでの受付を経て、最終の避難所で避難者を降ろし、事業所に戻る」ことなどできないことは明らかである。

被告が沈黙しているのは、同協議会（作業部会）でバスの確保と配備について検討らしい検討を何もしていなかったからである。

- ・ バスを利用する避難者数
- ・ バスを利用する避難者に必要なバスの台数
- ・ バスを利用する避難者のためのバスを公益社団法人宮城県バス協会から何台提供してもらえるか
- ・ 同協会からバスを提供してもらう場合のバスの運転手の拘束時間
- ・ 同協会からバスを提供してもらう場合、厚生労働省の改善基準告示が定めるバスの運転手の拘束時間内に避難者の搬送を終了できるか

に関する資料が、同協議会を主催する内閣府に存在しないことがそれを示している（甲B16の6の1～2）。

以上のように、同協議会は検査場所、受付ステーション、バスの確保と配備について、実効性を担保するための検討をしておらず、そこでの「確認」と原子力防災会議の「了承」は実効性と無関係である。「避難計画は、この作業部会に

において十分に検討された上で、女川地域原子力防災協議会において具体的かつ合理的であることが確認されている」と主張するのであれば、本日付原告団意見陳述書で原告代表が問題にしている

- ① 検査場所に向かっていいのかどうか
- ② 一時集合場所でバスを待っていていいのかどうか、来たバスに乗っていいのかどうか

に対し、とりわけ①について、作業部会の検討結果に基づき、明確に回答すべきである。よって、本日付で求釈明の申立をする。

2 防災訓練等による検証等の積み重ねではどうにもならない問題である

防災訓練は「一連の手順を確認できた」（甲B17の1の1）、「避難所等の設置運営手順について確認した」「一連の手順及び施設間の連携を確認した」（甲B17の2の1）と総括されているように、その程度の防災訓練である。実効性を左右する重要な課題にメスを入れる目的で防災訓練が行われていないからである。

新聞記事に「少ない参加者 実効性不安」（甲B17の1の2）、「渋滞など検証できず」（甲B17の1の4）、「避難計画 実効性を不安視」（甲B17の2の3）、「主役の住民が不在で コロナ影響 実効性検証積み残し」（甲B17の4の1）、「住民不在 「意味あるのか」」（甲B17の4の2）と記載されているのは、実際に起こりうる道路の渋滞などを検証できない規模と形態で防災訓練が行われているからである（甲B17の1の4）。

マスコミが防災訓練について「参加者からは課題を指摘する声が相次ぎ、数万人規模に上るとみられる避難の実効性に不安を残した」（甲B17の1の2）、「自治体の円滑な対応や移動手段の確保、避難経路の渋滞といった課題の検証

が不十分に終わる恐れがある」(甲B17の4の3)と指摘しているのは、事故時の実際の避難と防災訓練があまりにも違うからである。

このような規模と形態の防災訓練を繰り返しても、原告らが本件訴訟で問題にしていることについて有益な情報を入手することができず、現に入手していない(甲B17の1の1、甲B17の2の1)。

このように、原告らが本件で問題にしている実効性は、防災訓練の積み重ねではどうにもならない問題である。

3 内閣府は避難計画の具体化・充実化に有効な支援を行っていない

甲B16の6の1～2に基づく第6準備書面がそれを示している。内閣府が避難計画の最大のポイントである検査場所の具体化・充実化に有効な支援を行っているのであれば、600名の要員を派遣する被告が、検査場所について原告らが問題にしている「(検査場所を)そもそも開設できるのか」「何日で開設できるのか」「検査の終了に何日かかるのか」について沈黙を強いられるはずがない。

4 仮装は続いている

甲B10の39の記事は、甲B10の19のリーフレット67種類を県が原発30km圏8万3000戸に配布したことを報じたものがあるが、甲B10の19のリーフレットには、蛇田地区の住民が鷹来の森運動公園の検査場所で検査を受けることになっていることが記載されているだけで、同検査場所が開設できるかどうか分からない現状にあることには触れていない。数日後に開始されることになっていることにも触れていない。

令和4年2月10日～12日に実施された防災訓練について、山口壮原子力防災担当相が令和4年2月15日の閣議後記者会見で、「避難計画の実効性を十分確かめられた。」と報じている記事(甲B17の3の1)や、甲B10の1

9のリーフレットに接しているPAZ、UPZのほとんどの住民は、鷹来の森運動公園に向かえばすぐに検査を受けられると信じている。

鷹来の森運動公園が開設できるかどうか分からない現状を明らかにせず、甲B10の19のリーフレットを配布しているのであるから、仮装は続いていることになる。仮装による自縄自縛の恐ろしさは、第11準備書面第5で指摘した「避難者の車両が検査場所に向かう道路を埋める前に、レーン、要員、資材等を検査場所に搬送することは不可能である。レーン、要員、資材等を積んだ車両が検査場所に近づく頃、検査場所の周りは避難者の車両で埋まっており、これらの車両は検査場所に近づくことすらできない。」に象徴的に表れている。被告は今、要員予定者から「避難者の車両に阻まれ、私たちを乗せた車両は検査場所に近付くことができないのではないか」との質問を受け、その恐ろしさを実感しているに違いない。

甲B10の19のリーフレットのどこにも検査場所が「数日後に開設される」とは書いていない。検査場所の開設に数日間を要するのであれば、数日間避難者を検査場所に近づくことができないようにしなければならず、厳重な交通規制を敷く必要がある。

のみならず、住民にそのことを周知徹底し、その数日間、自宅待機を続けるように指示する必要があるが、「数日後に開設される」ことを知っている住民は一人もいない。市の計画、県のガイドラインにも「避難指示が出た後の数日間の自宅待機」などという中間処置は記載されていない。

市の計画には「全面緊急事態（EAL）の住民等は避難準備が整い次第、定められた避難先に広域避難を開始する。避難手段のない場合は、一時集合場所で待機している避難搬送用バスにより広域避難を行う」と記載されているだけである（甲B5の8頁）。県のガイドラインには「住民等は…県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する退域検査ポイントを經由し、車両、避難住民又は携行品等の避難退域時検査（放射性物質の付着状況の検査）を受け…」と

記載されているだけである（甲B3の21頁）。

「数日後に開設される」は情報公開で入手した原告のみが知っている情報である（甲B7の3の1の資料13、甲B10の24の3末尾のQ&A）。他の避難予定者は、検査場所に向かえばすぐに検査ができると信じている。「数日後に開設される」という前提で、密かに検査場所の準備をしつつ、避難者にはそれを隠した現状の状態で事故が起きれば、レーン、要員、資材等を積んだ車両が検査場所に近づく頃、検査場所の周りは避難者の車両で埋まっており、レーン、要員、資材等を積んだ車両は、検査場所に近付くことすらできず、検査場所の開設は不可能となる。

「数日後に開設される」ことを住民に明らかにしていないのは、女川地域原子力防災協議会が具体的かつ合理的であることを確認したことに縛られているからである。「数日後に開設される」ことを明らかにすれば、住民から「数日後とは何日後か」「その間住民はどうするのか」という疑問が噴出し、検査場所の実効性に疑いの目が向けられることを知っているので、検査場所に向かえばすぐに検査を受けられるかのように仮装し続けたのである。

原告団も本日付の意見陳述で「避難指示が出れば、避難者は我先に指定された検査場所に向かって車両を走らせ、検査場所までの道路はすぐに渋滞し、検査場所まわりの道路も多くの避難車両で埋まることになるでしょう。そうすると、ただでさえ数日間開設に要するとされているところ、県や被告の要員も検査場所にたどり着けなくなり、レーンを積んだトラック、資材を積んだトラックも同様です。避難者の車両が検査場所の周囲を封鎖する形になり、検査場所は開設できなくなります。」と述べ、仮装による自縄自縛の恐ろしさを口にしていく。よって、被告は以下のことについて認否するべきである。

5 以下の①～③について被告の認否を求める

① 甲B10の19のリーフレットに接し、山口壮原子力防災担当相の令和4

年2月15日の閣議後記者会見（避難計画の実効性を十分確かめられた）の記事を見ている避難者は、「数日後の開設」を知らず、避難指示が出ればすぐに検査場所に向かうことになる

- ② 避難者はすぐに検査場所に向かえば、レーン、要員、資材等を積んだ車両が検査場所に近づく頃、検査場所の周りは避難者の車両で埋まっており、レーン、要員、資材等を積んだ車両は検査場所に近づくことすらできない
- ③ よって、現状では検査場所は開設できない

第3 「本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生した場合でも、緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施することになっているから、UPZ内全域の住民に一斉に避難指示が出されることを前提とする原告らの主張は、その前提それ自体が誤っている」（8頁）について

段階的避難によって、原告らが危惧する交通渋滞が起きないという趣旨であれば、誤りである。誤りである理由は第3準備書面第2の2（段階的避難は実施不可能。実施可能でも避難計画に実効性がないことには変わりがない）①～⑩のとおりである。第3準備書面第2の2の⑦（検査場所の交通渋滞で段階的避難の効果は無に帰する）は第10準備書面と関連する。第10準備書面で述べたように、検査場所を開設できないとなれば、それを知らずに検査場所に向かう避難者の車両による交通渋滞で、段階的避難の効果は完全に消滅する。

段階的避難によって交通渋滞が起きないと主張するのであれば、第10準備書面と第3準備書面第2の2（段階的避難は実施不可能。実施可能でも避難計画に実効性がないことには変わりがない）①～⑩に認否・反論するべきであり、それをしないまま、ここでまた交通渋滞は起きないと主張しても、全く説

得力がない。

第4 「女川地域においては地方公共団体による避難計画の周知が図られており、さらに、毎年宮城県主催の原子力防災訓練が実施され、令和4年2月には国が主体となって実施する原子力総合防災訓練も行われている。このように原子力災害対策の周知・訓練が実施されていることからすれば、住民の大多数が一斉避難することによって極端な交通渋滞が発生するなどということは考え難い」(11頁)について

上記第2で述べたように、県主催の原子力防災訓練と国の原子力総合防災訓練は、原告らが本件で問題にしている

- ① 検査場所の交通渋滞で被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できない
- ② 検査場所の交通渋滞と受付ステーションの交通渋滞が重なり、避難所に辿り着くことができない
- ③ 避難者の耐久時間を無視している
- ④ バスの確保と配備が困難

と無関係である(実効性の向上に全く役に立っていない)。県主催の原子力防災訓練と国の原子力総合防災訓練が実効性の向上に役立っているということであれば、それらの訓練が①～④の向上にどのように役だったのか明らかにするべきである。

甲B10の39の記事のとおり、地方公共団体によって、避難計画の周知が図られているのは事実である。その結果、①～④が隠蔽され、避難指示が出れば、ほとんどの避難者は指定された検査場所に向かうことになる。隠蔽

の象徴が上記第2の5である。検査場所の現状が第10準備書面記載のとおりであれば、上記①の「検査場所の交通渋滞で被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できない」が発生する。

避難計画の周知が逆に極端な交通渋滞を発生させる要因となっているのである。周知されている避難計画に従うことが、逆に避難者の生命・健康に重大な被害を与えるのであるから、避難者を検査場所に向かわせないようにする必要がある。それが本件訴訟の目的である。

第5 結論

被告が求める上記第1の「本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の主張・立証」は、4層までの欠陥を理由とする差止め訴訟であればまだしも、5層の欠陥を理由とする本件訴訟では的外れの主張である。

第11準備書面第2で述べたように、5層自体が放射性物質の外部への放出を前提にし、「原子力災害の発生及び拡大を防止」（県の計画）「放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化」（指針）を目的として構築されているからである。

被告が県の要請を受けて検査場所に600名の要員を派遣することになったのは、「減災」の立場、すなわち原子力規制委員会の更田委員長が令和3年4月8日の国会の原子力問題調査特別委員会で示した「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考える」ことを承認したからである。

「減災」の立場に立ち、600名の要員を検査場所に派遣している被告が、検査場所の欠陥を主張する原告らに対し、実体審理に入るための要件として「本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の主張・立証」を持ち出すのは、例えて言えば、防犯装置が故障し

ているとクレームを出した顧客に対し、「泥棒の入る余地のない建物になっている」「従って、いつ泥棒が入るのか明らかにしろ」と当の防犯装置を設置した業者が言うようなものである。

泥棒の入る余地のない建物になっているのであれば、防犯装置は不要である。防犯装置が必要であることを認め、それを付けたのであれば、顧客のクレームに誠実に対応するべきである。同様に被告が600名の要員を検査場所に派遣することに同意したということは、住民が避難せざるを得ないような事故が起きる可能性があることを認めたということに他ならない。そうであれば、せめて原告らの指摘する検査場所の実効性の欠如に誠実に対応するべきである。

本日付原告団意見陳述書のとおり、約15万人の避難者は現在、

- ① 県の指示に従って検査場所に向かっているのか
- ② 一時集合所でバスを待っていていいのか、来たバスに乗っているのか

という切実な課題に直面している。被告も600名の要員を確保できるか、検査場所に派遣できるか、検査場所を稼働させられるのかという問題に直面している。検査場所で検査を受ける側、検査をさせる側の違いはあっても、本日付求釈明のテーマは双方にとって切実な課題である。被告は①②に誠実に対応するべきである。そのためには本日付求釈明に回答（認否）すべきである。

求釈明に回答（認否）しない場合は、裁判所は検査場所で果たすべき被告のポジションと本件訴訟の弁論の全趣旨に照らし、被告が第10準備書面に「反論できない」と見なすべきである。第10準備書面に「反論できない」ということは、検査場所は現状では「開設できない」ということである。開設できないことを知らない避難者が検査場所に向かえば「被ばくの危険性が高い3

0 km圏を長期間脱出できない」ことになり、これこそが上記第1の被告の言う「人格権侵害の被害」である。その阻止が本件訴訟の目的である。

以 上